

広島県告示第五百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役 池上 正春	東京都中央区勝どき一丁目三番一号	令和七年四月一日	広島県広島ヘリポート使用料徴収業務	令和七年四月一日 （令和七年四月一日〜令和八年三月三十一日）
大成有楽不動産株式会社 代表取締役 植草 健史	東京都中央区京橋三丁目一三番一号			